

物件概要

令和3年6月1日現在

売土地		No.11-0041			
1	所在地	塩尻市大字広丘野村 715 番 2			
2	用途地域	無し			
3	防火・準防火	無し			
4	建ぺい率・容積率	50%・80%			
5	接道	①南側、市道幅員 4.0m~5.7m に、約 12.3m 接道			
6	法令 条令	①景観法 ①長野県景観条例			
7	土地	地積 (m <sup>2</sup> )			
		地番	地目	公簿	実測
		715 番 2	宅地	160.55	186.33
		719 番 2	畑	60	60.60
公簿 220.55 m <sup>2</sup> (66.71 坪) 実測 246.93 m <sup>2</sup> (74.69 坪)					
8	飲用水	公営 (宅内メーター口径 13mm)			
9	排水	公共 (宅内メーター口径 150mm)			
10	ガス	LP ガス			
11	電気	中部電力			
12	交通	①JR 篠ノ井線「広丘駅」まで約 0.9km			
13	通学区	①塩尻市立広丘小学校まで約 1.0km ②塩尻市立丘中学校まで約 0.9km			
14	価格	金 13,000,000 円也 (坪当たり、約金 175,000 円)			
15	取引態様	媒介			
16	引渡時期	応談			
17	その他	①引渡しの条件は、現況有姿 (更地) とします。 ②実測売買とします。 ③既存建物は、引渡し時までには売主の費用負担で、解体・撤去後、更地として引渡すものとします。 ④本物件南側隣接地 715 番 4 (市道) の先の無籍地は、地番は付せず、塩尻市市道として扱うことに決定済です。 ⑤本物件は、市街化調整区域の為、建築物の用途に制限があります。 ⑥買主が建築する場合、719 番 2 の農転、及び 715 番 2、719 番 2 の 2 筆の開発行為が必要です。尚、それらの費用は、買主の費用負担となります。			



長野県知事 (9) 2798 号  
 〒390-0828 長野県松本市庄内三丁目 2 番 10 号  
 杉下ビル 1 階  
 日陸不動産

TEL 0263-28-7118  
 FAX 0263-28-7119  
 takeuchi@nichiriku.co.jp

売土地		No.11-0041			
1	所在地	塩尻市大字広丘野村 715 番 2			
2	用途地域	無し			
3	防火・準防火	無し			
4	建ぺい率・容積率	50%・80%			
5	接道	①南側、市道幅員 4.0m~5.7m に、約 12.3m 接道			
6	法令条令	①景観法 ①長野県景観条例			
7	土地	地積 (m <sup>2</sup> )			
		地番	地目	公簿	実測
		715 番 2	宅地	160.55	186.33
719 番 2	畑	60	60.60		
		公簿 220.55 m <sup>2</sup> (66.71 坪) 実測 246.93 m <sup>2</sup> (74.69 坪)			
8	飲用水	公営 (宅内メーター口径 13mm)			
9	排水	公共 (宅内メーター口径 150mm)			
10	ガス	LP ガス			
11	電気	中部電力			
12	交通	①JR 篠ノ井線「広丘駅」まで約 0.9km			
13	通学区	①塩尻市立広丘小学校まで約 1.0km ②塩尻市立丘中学校まで約 0.9km			
14	価格	金 13,000,000 円也 (坪当たり、約金 175,000 円)			
15	取引態様	媒介			
16	引渡時期	応談			
17	その他	①引渡しの条件は、現況有姿 (更地) とします。 ②実測売買とします。 ③既存建物は、引渡し時までには売主の費用負担で、解体・撤去後、更地として引渡すものとします。 ④本物件南側隣接地 715 番 4 (市道) の先の無籍地は、地番は付せず、塩尻市市道として扱うことに決定済です。 ⑤本物件は、市街化調整区域の為、建築物の用途に制限があります。 ⑥買主が建築する場合、719 番 2 の農転、及び 715 番 2、719 番 2 の 2 筆の開発行為が必要です。尚、それらの費用は、買主の費用負担となります。			



長野県知事 (9) 2798号  
 〒390-0828 長野県松本市市内三丁目2番10号  
 杉下ビル1階  
 日陸不動産

TEL 0263-28-7118  
 FAX 0263-28-7119  
 takeuchi@nichiriku.co.jp